

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市いじめ問題再調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(担任意務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査する。

(組織)

第3条 委員会は、法第30条第2項の規定による調査に係る重大事態ごとに、委員7人以内の合議体を構成して、その担任意務の処理に当たるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉に関する専門的知識を有する者
- (3) 臨床心理に関する専門的知識を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、委員会の担任意務に関し市長が適当と認める者

(委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、委員の属する合議体(前条第1項の合議体をいう。以下同じ。)において処理する諮問に係る答申の日までとする。

(委員の報酬)

第5条 委員の報酬の額は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和23年枚方市条例第105号)別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 合議体の会議への出席 日額22,000円
  - (2) 関係者からの聴取等による調査又は当該調査に係る資料の作成 時間額11,000円
- (令5条例22・追加)

(委員長)

第6条 合議体に委員長を置き、当該合議体の委員の互選によって定める。

2 委員長は、合議体の会務を総理し、合議体を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

(令5条例22・旧第5条繰下)

(会議)

第7条 合議体の会議は、委員長(委員長が定められていない場合にあっては、市長)が招集し、委員長がその議長となる。

2 合議体の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 合議体の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、合議体の議決をもって委員会の議決とする。

5 前各項に定めるもののほか、合議体の会議については、枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)第5条第2項の規定の例による。

(令4条例20・一部改正、令5条例22・旧第6条繰下・一部改正)

(会議の非公開等)

第8条 合議体の会議は、非公開とする。

2 合議体の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(令5条例22・旧第7条繰下)

(関係者に対する協力要請)

第9条 合議体は、担任意務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(令5条例22・旧第8条繰下・一部改正)

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(令5条例22・旧第9条繰下)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令5条例22・旧第10条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和4年6月16日条例第20号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和5年6月20日条例第22号〕

この条例は、公布の日から施行する。